

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	情報通信ネットワーク回線設定変更業務	
発 注 課	システム調整課	
選 定 事 業 者	パナソニックコネクト（株） 現場ソリューションカンパニー東日本社	
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）		
<p>本業務は、「行政情報系ネットワーク」及び「住民基本台帳ネットワーク」で使用する機器の設定や作業完了後の試験を行うものである。</p> <p>「行政情報系ネットワーク」は、イントラネットをはじめ総合行政システム、基幹系情報システム、戸籍システム等の原局システムなど、本市の行政情報系システムの通信基盤となる非常に重要な設備であり、「住民基本台帳ネットワーク」は、他自治体と連携し、ネットワーク上に住民基本台帳データを伝送している情報通信回線網である。これらのネットワークは、万が一不具合が発生した場合には、各種システムの稼動に支障をきたし、行政事務の執行に多大な影響を及ぼすこととなる。</p> <p>本業務を安全かつ確実に履行するためには、複雑多岐に渡る既存ネットワークの全体構成、設計仕様、運用実態などを総合的に把握し、十分な知識を持って問題が起こらないよう計画・準備した上で作業する必要がある。また万が一の問題発生時には、迅速かつ確実に対処できなければならない。</p> <p>また、他事業者が上記の要件を満たすためにはこれらの情報開示が必要となるが、通信基盤のセキュリティ情報が多数含まれており、複数の事業者にこれを開示することは、サイバー攻撃等のセキュリティリスクに直結することとなる。</p> <p>については、当該ネットワークの構築および当初より設備の保守業務に携わり、ネットワークの全体設計及び運用状況を熟知している上記事業者が、上記に掲げた業務を確実・安全に履行できる唯一の事業者である。</p>		
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	
決 定 日	令和5年6月8日	